【通学バス利用申込書提出後の流れ】

●弊社にて利用申込書の受領後、通学バス料金のご請求書、お支払い方法の書類をメールにて送付致します。
請求書発送スケジュールについては弊社のホームページ（www.montri.co.th）にてご確認お願い致します。

●バスパスとアパート代表者様の連絡先について、

バンコク校

・始業式の前に学校にて入学・編入学の受付をされたお客様には、アパート代表者様の連絡先を配布させていただきます。もし、受付日に学校へお越し頂けない場合は、初乗車日の登校時にモニターより児童生徒様に配布致します。
・初乗車日にバスパスを登校時にモニターより児童生徒様に配布致します。

シラチャ校

・初乗車日の登校時にバスパスとアパート代表者様の連絡先をモニターより新規利用の児童生徒様に配布致します。

●通学バスハンドブック、バス番号、出発時間は、初乗車日の 1～2 日前に弊社のホームページにてご確認いただけます。
●通学バス利用の詳細については、弊社ホームページ内のハンドブックにてご確認いただけます。

【住所変更に関して】

●弊社ホームページにて住所変更申請書のフォームをダウンロードいただけます。
当該フォームをダウンロードしご記入、ご署名後、japanesecustomer@montri.co.th までご送付お願い致します。
（お部屋番号のみ変更の場合は、申請書のご提出は不要となりますが、
新しいお部屋番号を japanesecustomer@montri.co.th までご連絡お願い致します。）

【バスを解約する場合】

●通学バスのご利用期間は、通学バス利用申込書のご提出日から「契約終了申込書」のご提出日までとなりますので必ず最終乗車日の 3 週間前までに、japanesecustomer@montri.co.th までご連絡の程お願い致します。

【返金について（返金の対象となるケース）】

（1）　病気の場合

① 条件
病気（自宅療養または入院）により、登校日を連続 4 日以上（土曜の登校日を挟んでも可）バスに乗車しない場合。
② 提出期限
必ず学期内にご申請願います。当該学期を過ぎての返金手続きは致しかねます。
③ 返金手続き
「契約終了申込書および返金依頼書」に医師の診断書（コピー可）を添付
④ 返金方法
翌学期以降のバス料金と相殺（当該学期で契約終了となる場合、小切手にて返金）

＜PTA 様との契約書面の ２)返金の項目の 2.1 に記載＞
2.1　お子様が病気になった場合、ご乗車されなかった全期間に対して、100%返金いたします。
なお、返金の対象は、4 日以上連続して登校日を病欠した場合となります。
ただし、インフルエンザの流行のような流行性の病気の場合は適用外となります。

（２）　一時的に海外に出る場合

① 条件
やむを得ず４日以上（土曜の登校日を挟んでも可）海外に出る場合
（親族の急病・急死、受験、日本での健康診断など）＊帰国理由によっては、返金不可の場合もあります。
② 提出期限
必ず学期内にご申請願います。当該学期を過ぎての返金手続きは致しかねます。
③ 返金手続き
「契約終了申込書および返金依頼書」に航空券または搭乗券（コピー可）を添付
④ 返金方法（＊返金金額は20%）
翌学期以降のバス料金と相殺（当該学期で契約終了となる場合、小切手にて返金）

＜PTA様との契約書面の ２)返金の項目の2.2に記載＞
2.2　お子様がやむを得ず海外へ出る場合（例えば、日本での入学試験や日本での健康診断など）、ご乗車されなかった期間に対して通常料金の20%を返金いたします。
なお、返金の対象は、４日以上連続して学校を欠席した場合となります。

（３） 退学（本帰国など）により契約を終了する場合

① 条件
契約終了日に残り利用日数が４日以上ある場合
② 提出期限
契約終了日の３週間前までにご提出願います。
（契約終了に伴う返金手続きの対象　期間は弊社が　依頼書を受領した日付からとなります。）
③ 返金手続き
「契約終了申込書及び返金依頼書」を提出（メール）
④ 返金方法
●小切手にて返金をご希望の場合は、弊社からの小切手・Refund Formを受領後、Refund formにサインのうえ、同封の返信用封筒にてRefund formを弊社まで返送頂き（切手貼付不要）小切手と銀行通帳（小切手に記載の名義人名と同じ名前）を銀行にご持参のうえ、当該口座へ入金(小切手の有効期限は６ヶ月のため、それまでに返金手続きを済ませてください。)

●銀行振込にて返金をご希望の場合は、「契約終了申込書及び返金依頼書」を弊社に提出する際、（メール）ご契約者様の通帳コピー（口座番号・名義人名などが記載のページ）も併せて添付をお願い致します。

＜PTA様との契約書面の ２)返金の項目の2.3に記載＞
2.3　日本人学校を退学する場合で、乗車しない期間が４日以上残っている場合、ご乗車されない期間に対して、100%返金いたします。
（ただし、制御できない病気の感染の場合は除きます。）
なお、この場合、利用者は最終乗車日の３週間前までに申請をする必要があります。

（4）　その他

＊インター校サマースクール・学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合は返金対象外

＊洪水やその他、学校および弊社の双方に責任の及ばない事態が発生した場合、通常料金の 50%を返金いたします。しかしながら、その事態が 1 週間を超えて継続する場合、その 8 日目以降に関しては、返金の対象外となります。

＜PTA 様との契約書面の ２)返金の項目の 2.4 に記載＞
洪水やその他、学校および弊社の双方に責任の及ばない事態が発生した場合、
通常料金の 50%を返金いたします。しかしながら、その事態が 1 週間を超えて継続する場合、
その 8 日目以降に関しては、返金の対象外となります。

なお、もし、学校が上記の洪水やその他の事態で臨時休校となった登校日を、別の日に振り替えた場合、
弊社はその振替日に対して別途追加で通常料金を請求することができます。

バス料金については、4/1 から翌年の 3/31 までの 1 年間有効となります。

＊＊＊全てのケースでの返金方法について
通学バスを継続してご利用いただく場合、翌学期に相殺させていただいております。
契約終了の場合（本帰国の場合等）は、小切手にて返金させていただいております。
契約終了申込書をいただければ、精算させていただきます。(すべての精算)

【超過ガソリン代の請求について】

●PTA 様との契約により、年度当初に設定した燃料費が基準額より上回った場合、超過ガソリン代として差額分を翌学期に請求させていただきます。

●本帰国などにより契約終了となった場合、上記差額分は別途請求させて頂きます。

●3 学期に小学部 6 年生と中学部 3 年生の生徒様がいらっしゃるご家庭に関して、契約の終了に関わらず超過ガソリン代は 3 学期のバス代にて請求させていただきます。

。